

「産業競争力強化法の見直し」 について②

2023年12月
経済産業政策局

1. 産業競争力強化法の見直しの方向性（総論）

2. 各論

【国内投資の促進】

2-1. 戦略分野国内生産促進税制

2-2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

【イノベーション・新陳代謝の促進】

2-3. LPSの投資対象事業拡大

2-4. 特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設

「産業競争力強化法の見直し」の方向性について

(背景)

- 「新機軸部会第2次中間整理（6月）」では、政府も一歩前に出て、大規模・長期・計画的に取り組み、市場に予見可能性を与え、新たな官民連携により、成長市場を創出する方向性をお示し、必要な法改正も視野に対応を検討することとしたところ。
- これを踏まえ、産業競争力強化法及び関連法令において、以下の通り「国内投資の促進」及び「イノベーション及び新陳代謝の促進」に向けた措置を講じてはどうか。

(見直しの方向性)

(1) 国内投資の促進

- ・ 我が国企業は、既存事業のコストカットと海外投資に注力し、国内投資は30年間、大きく停滞。更に、欧米では、GX等の成長分野の戦略物資の生産拠点や研究開発拠点を強力に自国誘致。国内投資の増加に大きな逆風。
 - 戦略物資の投資・生産に対する大規模・長期の戦略分野国内生産促進税制の創設
 - 国内における研究開発拠点の整備を促すイノベーション拠点税制の創設

(2) イノベーション及び新陳代謝の促進

【中堅企業関連】

- ・ 国内における良質な雇用は引き続き大都市圏に偏重。大企業が海外投資を進める中、中堅企業は国内投資、雇用、給与総額を伸ばし、地方部にも良質な雇用を提供。国内投資の拡大・新陳代謝の受け皿となっている。
 - 成長と所得向上に貢献する中堅企業（成長志向型中堅企業）に係る支援制度の創設、生産性向上と賃上げに繋がる大規模設備投資やM&A及びグループ化を通じた中堅・中小企業の新陳代謝と収益力向上に向けた支援の措置 等
- ※前回部会（第17回）で御議論

(見直しの方向性)

(2) イノベーション及び新陳代謝の促進

【スタートアップ関連】

- 2022年11月にスタートアップ育成5か年計画が決定され、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする目標を設定した。また、将来的にユニコーン企業を100社、スタートアップを10万社創出することを目指すこととした。
- 現状、我が国のスタートアップ向けの民間投資額は、2022年時点で約66億ドルであるが、アメリカ1,984億ドル、中国466億ドル、ドイツ101億ドル等、海外諸国と比べても民間資金供給量が1桁少ない状況。
 - 産業革新投資機構によるリスクマネー供給の延長 ※前回部会(第17回)で御議論
 - ディープテックスタートアップの事業化に係る資金的支援の措置 ※前回部会(第17回)で御議論
 - スタートアップへの民間投資家による投資の促進(LPSの投資対象の拡大)

【企業横断的な取組】

- 標準化活動は研究開発の社会実装・市場化の重要なツールであり、世界でも市場創出に向けた競争を背景とした戦略的な標準化活動が活発化。
- 一方で、日本の企業や大学等の研究機関は、標準化・知的財産を活用した市場創出・獲得に係る意識、知見、人材や資金の不足により、研究開発成果の社会実装・市場創出に向けて、オープン＆クローズ戦略を十分に構築・活用出来ていない。
 - 企業と大学・研究機関の共同研究について、知財や標準化を組み合わせる新たな市場創出を目指す活動を認定し支援する制度(特定新需要開拓事業計画)の創設

(参考) 第2次中間整理の実行：3つの好循環（国内投資、イノベーション、所得向上） に向けた主要施策

	足下3年程度	3～5年後	長期的目標
国内投資	●設備投資意欲の上昇 ●既存の政府支援（R4補正:7兆円） 戦略分野（GX、DX等）への世界水準の長期大規模支援（複数年/初期投資に留まらない支援等）★ 投資に必要な産業用地/インフラの整備 少子化対策としての地方投資推進（中堅企業の集中支援、成長志向の中小企業創出）／人手不足対策としての省人化投資促進	経済界の設備投資目標：2027年度115兆円、 案件の具体化（例、2020年代後半 次世代半導体の製造基盤確立） 投資推進のための必要となる施策を随時実施 成長分野への労働力、資金流入の推進 高付加価値化のための事業構造改革、新陳代謝促進（PBR<1、親族内承継・M&A、スピノワ等） 世界水準のイノベーション投資環境整備（イノベーションボックス制度、蓄電池CFP/自動運転データ共通基盤等） 戦略分野のイノベーションの世界水準の支援（GX、半導体・AI・量子・宇宙、バイオものづくり、健康） スタートアップ：育成5カ年計画の着実な推進と強化 → スタートアップ投資額：2027年度10兆円（JIC運用期限延長、LPS投資対象拡充・海外投資制限の要件緩和等）★	さらなる高みへ 半導体の製造基盤確立） 将来の成長期待に基づく民間投資の促進 + 企業活動を高付加価値化し、経済産業構造を転換 ↓ 長期持続的な経済成長の実現 両立 社会課題解決に向けた進展 ・GX：2050年カーボンニュートラル ・DX：デジタル社会の実現 ・経済安全保障の実現 ・健康寿命の延伸 ・自然災害へのレジリエンス社会 ・資源自律：資源制約からの解放 ・少子化傾向の反転：希望出生率を1.8に回復、将来的には更なる希望向上へ
イノベーション			
所得向上	●30年ぶりの賃上げ水準 賃上げ環境の整備（価格転嫁対策、賃上げ税制の拡充、事業再構築・生産性向上支援、キャリア相談・リスティング・転職までの一体的な支援） 地方における良質な雇用創出（子育て両立・女性活躍に向けた職場改革等）	物価上昇と賃金上昇の好循環の定着	

(参考) 産業競争力強化法の変遷

- 平成25年に制定以来、経済情勢を踏まえて、平成30年、令和3年に改正を実施。

平成25年制定

- ・ アベノミクス 3本の矢の1つである成長戦略「日本再興戦略」を**実行**し、日本経済の**3つの歪み（過剰規制、過小投資、過当競争）を是正**することで、**我が国の産業競争力を強化するために創設**。
- ・ 具体的には、新たな事業活動の創造につながる**規制改革**（グレーゾーン解消制度、企業実証特例）、**産業の新陳代謝**（事業再編計画、ベンチャー投資等）、**地域中小企業の創業・事業再生の支援**（創業支援事業計画、中小企業再生支援協議会等）を促進するための制度等を措置。

平成30年改正

- ・ **我が国経済の成長軌道をつかかなものとし、産業の発展を持続させ、企業の経営基盤を強化するため**、長期・大規模の成長投資を中心とした**リスクマネー供給**（産業革新機構の見直し）、**事業再編**（株式対価M&A等の会社法特例）、**技術等の適切な情報管理**（技術情報管理認証制度）、**研究開発成果の事業化**（大学ファンドの支援対象拡大）、**新事業の創出によるイノベーションの促進**（新事業特例・グレーゾーン解消制度の拡充）等に係る制度を措置。

令和3年改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、「**新たな日常**」に向けた取組を先取りし、**長期視点に立った企業変革を後押し**するため、「**カーボンニュートラル（CN）**」・「**デジタルトランスフォーメーション（DX）**」・「**新たな日常に向けた事業再構築**」（事業適応計画）、「**新たな日常に向けた事業環境整備**」（バーチャルオーナー株主総会、ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度、国内ファンド（LPS）による海外投資拡大等）等を促進する制度を措置。

1. 産業競争力強化法の見直しの方向性（総論）

2. 各論

【国内投資の促進】

2-1. 戦略分野国内生産促進税制

2-2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

【イノベーション・新陳代謝の促進】

2-3. LPSの投資対象事業拡大

2-4. 特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設

戦略分野の国内生産促進に向けた検討状況

(背景)

- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン産業計画をはじめ、戦略分野に関する投資を自国内に誘導するための国際的な産業政策競争が活発化。こうした中で、日本も、中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、世界に伍して競争できる投資促進策が必要。
- こうした投資の中には、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車等（EV・FCV・PHEV）・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ等））もあり、初期投資促進策だけでは国内の投資判断が容易でない事業も存在。米国はIRA法で生産・販売段階での支援措置を開始しているところ、日本も、その産業構造を踏まえた生産・販売量に応じた大胆な投資促進策を講じていく必要。
- また、こうした新たな投資促進策を講じることにより、企業に対して生産・販売拡大のインセンティブを与え、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速することが可能。

(政策的措置)

- こうした戦略分野の中から、特段に国として長期投資が不可欠となる投資を選定し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で集中的に支援することを検討してはどうか。
- そのために、具体的には、
 - 基盤強化商品（電気自動車等（EV・FCV・PHEV）・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ等））を政策資源を集中する分野として法律上位置づけ、
 - その生産・販売計画を認定することで、当該認定計画に対する金融支援を講じるとともに、
 - 当該認定計画を租税特別措置法に引用する形で、基盤強化商品の生産・販売に対する税制措置を講じることとしてはどうか。

(参考) 国内投資促進のための新たな生産比例型の投資減税 「戦略分野国内生産促進税制」について

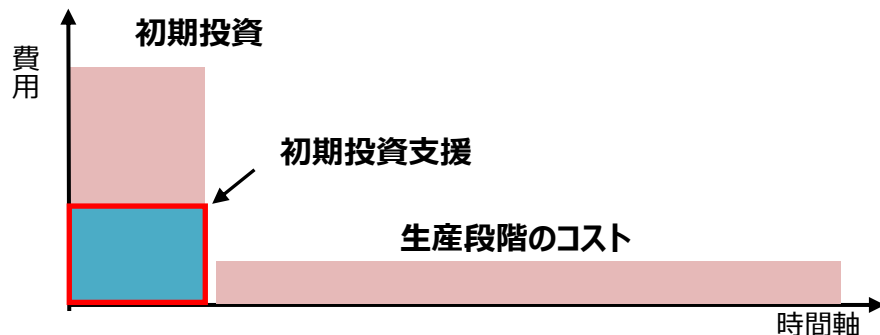
- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン・ディール産業計画をはじめ、戦略分野に関する投資を自国内に誘導するための国際的な産業政策競争が活発化。こうした中で、我が国も、中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、世界に伍して競争できる投資促進策が必要。
- こうした投資の中には、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車等（EV・FCV・PHEV）・蓄電池、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（アナログ・マイコン等））もあり、初期投資促進策だけでは国内の投資判断が容易でない事業も存在。米国はIRA法で生産・販売段階での支援措置を開始しているところ、日本も、その産業構造を踏まえた生産・販売量に応じた大胆な投資促進策を講じていく必要。
- また、こうした新たな投資促進策を講じることにより、企業に対して生産・販売拡大のインセンティブを与え、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速化することが可能。

【岸田総理大臣の発言（2023年9月27日、第22回新しい資本主義実現会議の締め括り発言）】

国内投資促進については、第1に、米国等の税制措置も参考に、蓄電池、電気自動車、半導体など戦略分野の国内投資について、新たな減税制度を創設するなど、成長力の強化に資する減税の実施を図ります。

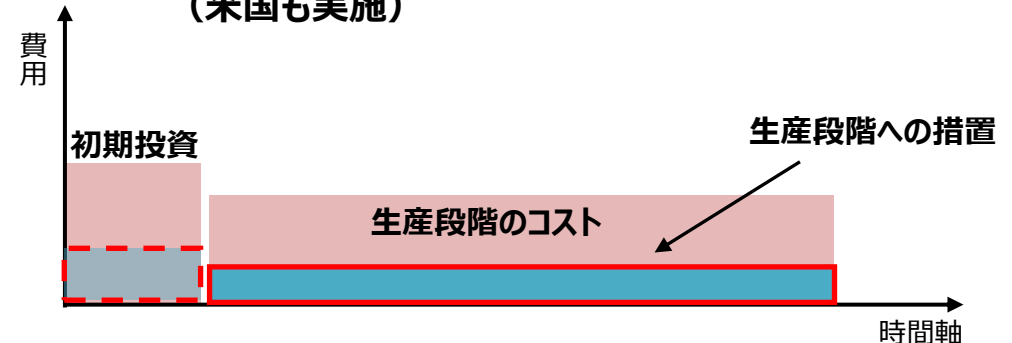
初期投資の割合が大きいもの

⇒ 初期投資支援が有効



生産段階のコストが大きいもの

⇒ 国内投資促進のため生産段階への措置が必要（米国も実施）



1. 産業競争力強化法の見直しの方向性（総論）

2. 各論

【国内投資の促進】

2-1. 戦略分野国内生産促進税制

2-2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

【イノベーション・新陳代謝の促進】

2-3. LPSの投資対象事業拡大

2-4. 特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）に関する検討状況

（背景）

- 各国で、イノベーションを生み出す事業環境の整備が加速している。具体的には、「研究開発投資（＝インプット）」に税制優遇をする研究開発税制と「研究開発成果の事業化・産業化による市場創造及び対価獲得（＝アウトプット）」に対し税制優遇をするイノベーション拠点税制を措置する国が増えている。
- イノベーション拠点税制は、特許等の知的財産を事業化し、社会実装することによって得られた知財由来の収益について、税制優遇を行うもの。2000年代より欧州を中心に導入されてきたが、当初、知財と税収の国際的な移転につながるものとして、有害税制ではないかとの議論があった。そのため、OECDにおいて議論を重ね、「国内で自ら」研究開発支出を行った範囲で優遇措置を行うルールが形成された。
- 足元、我が国企業の海外への研究開発投資が過去10年で倍増するなどの研究開発の海外シフトの動きが顕在化している。また、グローバルにM&Aを行う傾向が高まる中、日本以外に研究開発拠点を展開する日本企業も増加しており、そうした企業は経済合理性で比較して日本や海外の拠点立地を選択。
- 研究開発拠点の立地の意思決定に際しては、立地する国・地域の研究開発リソースや市場・生産拠点との近接性に加えて、税制を含む事業環境が重要な要素となっている。特に、海外と比べて遜色のない事業環境の実現には、研究開発税制に加え、イノベーション拠点税制を整備し、研究開発及びその事業化を後押しすることが重要である。

（政策的措置）

- 上記を踏まえ、海外と比べて遜色なく民間による無形資産投資を後押しする観点から、国内で自ら研究開発した特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーション拠点税制を創設してはどうか。
- 対象所得について、製品・サービス売却益が本制度の肝。知財のライセンスや譲渡によるオープンイノベーションに加え、自社開発した知財の事業化にもインセンティブを与え、イノベーション投資を抜本強化してはどうか。
- 対象知財について、特許権に加え、国際競争力に直結する生成AIなどソフトウェアの著作権も対象としてはどうか。

(参考) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）は、研究開発の成果として生まれた無形資産から生じるアウトプットに着目し、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する制度。
- 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しする観点から、新たにイノベーション拠点税制を創設することとしてはどうか。

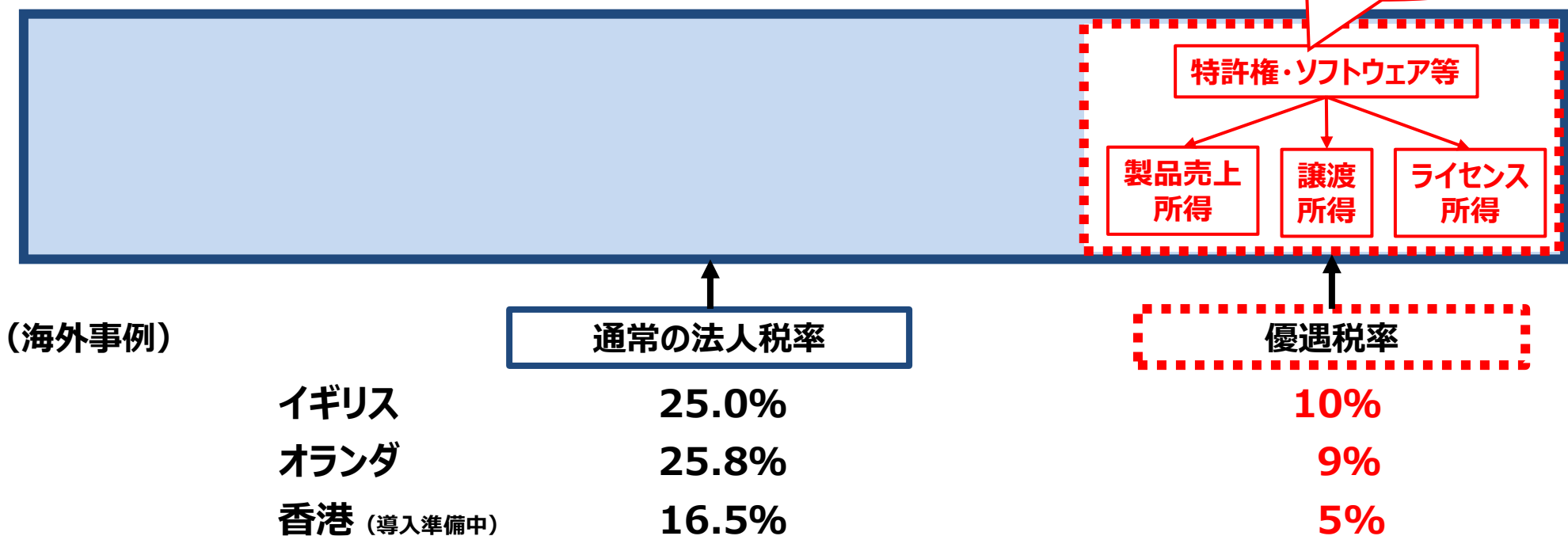
イノベーション拠点税制のイメージ



: 課税所得全体



: イノベーション拠点税制の対象となる所得



(参考) 各国の研究開発税制・イノベーション拠点税制の導入状況

- 2015年にOECDルールができて以降、近年アジアにおいて広がりを見せている。

国名の隣はイノベーションボックス税制が導入された年を記載(注1)	研究開発税制	イノベーションボックス税制				法人税率
	控除率	対象資産			税率 (優遇税率)	
		特許	ソフトウェア	その他		
フランス（2001）	30%or5%	○	○	-	10%	25%
ベルギー（2007）	加速償却	○	○	-	3.75%	25%
オランダ（2007）	16%	○	○	○	9%	25.8%
中国（2008）	175%損金算入	○	-	-	15%	25%
スイス（2011）	150%損金算入	○	○	-	最大90%減税	14.87%
イギリス（2013）	20%	○	-	-	10%	25%
韓国(注2)（2014）	2% or 増加分25%	○	-	○	12.5or18.75%	25%
イタリア(注3)（2015）	25%	○	○	-	110%損金算入	24%
アイルランド（2016）	25%	○	○	○	6.25%	12.5%
インド（2017）	100%加重控除	○	-	-	10%	25.17%
イスラエル（2017）	100%損金算入	○	-	-	6or12%	23%
シンガポール（2018）	200%損金算入	○	○	-	5or10%	17%
香港(注4)（2024目標）	200%損金算入	○	○	○	5%	16.5%
オーストラリア（検討中）	18.5%	○	-	-	17%	30%

(注1) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在 (注2) 韓国のイノベーションボックス税制は中小企業を対象とした制度 (注3) イタリアは2021年から新制度に移行

(注4) 香港は現状案 (2023/10/25時点) (出典) Tax Foundation (2021) Patent Box Regimes in Europe、OECD「Intellectual Property Regimes」、各国ホームページ等より作成

1. 産業競争力強化法の見直しの方向性（総論）

2. 各論

【国内投資の促進】

2-1. 戦略分野国内生産促進税制

2-2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

【イノベーション・新陳代謝の促進】

2-3. LPSの投資対象事業拡大

2-4. 特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設

LPS法の改正に関する検討の方向性

(LPSの投資対象事業の拡大による事業者への円滑な資金供給の促進)

(背景)

- 投資事業有限責任組合（LPS／Limited Partnership）は、業務を執行する無限責任組合員（General Partner (GP)）と有限責任組合員(Limited Partner (LP))が出資を行い、その出資金を基にして共同で投資を営む組合。ベンチャーキャピタル（VC）等に活用され、スタートアップへの資金供給において、重要な役割を果たしている。他方で、スタートアップを取り巻く環境変化を踏まえ、LPS法で規定される投資対象について、アップデートが必要な状況にある。
- スタートアップの中には、Web3.0関係の事業を行うものがある。しかし、スタートアップが行う暗号資産を活用した新たな資金調達方法がLPS法で規定する投資対象に含まれていないことから、これらのスタートアップがLPSから資金を調達することに支障が生じている。
- 加えて、LPSの投資対象について、現在、外国法人の発行する株式の取得・保有は、LPSの総組合員の出資総額の50%未満という上限規制を設けているが、当該規制により海外投資家からの国内のLPSへの資金流入の機会が阻害されているという側面がある。一方、当該制限の撤廃により、国内のLPSがグローバル展開するスタートアップへの出資を通じたノウハウが蓄積され、国内スタートアップのグローバル展開に向けた支援が強化され、更なる成長機会の提供が期待される。

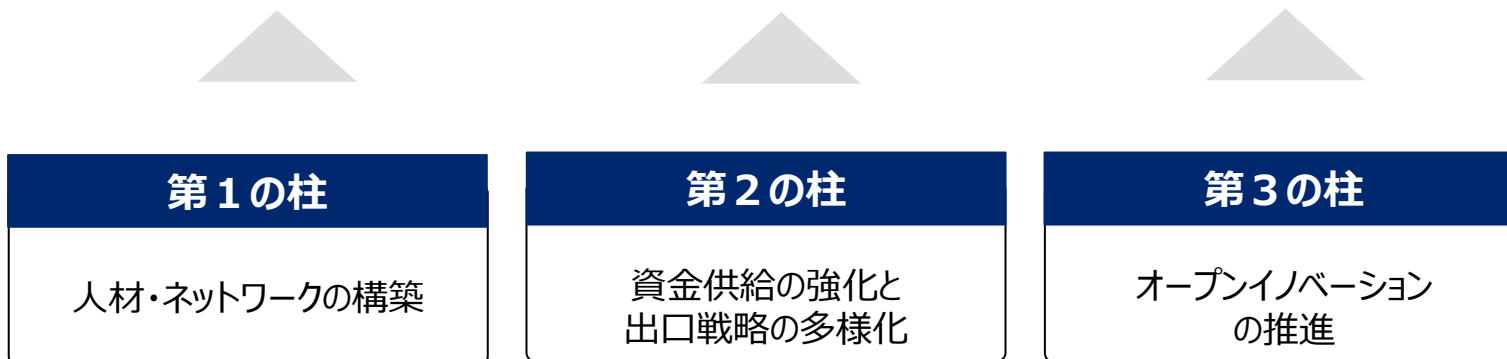
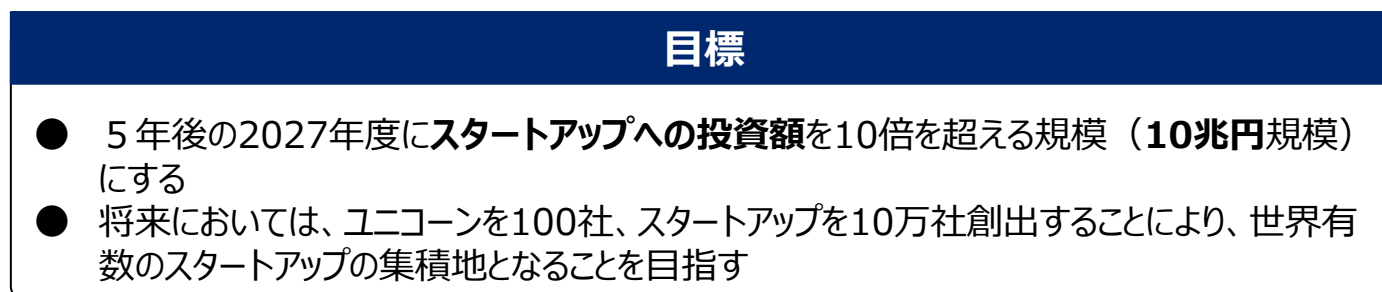
令和3年の産業競争力強化法改正により、経済産業大臣の認定及び確認により、当該規制を緩和する特例が措置されたが、海外の投資家やVCを一層呼び込むための環境整備に向けた方策の一つとして、当該規制を撤廃する旨が「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」にて言及されている。

(政策的措置)

- LPSの投資対象事業に、暗号資産の取得等を追加することで、Web3.0関係の事業を行うスタートアップが資金を調達することを可能にすることとしてはどうか。
- LPSの海外投資上限規制を撤廃し、海外投資家からの資金流入やグローバル志向のスタートアップの成長を促進することとしてはどうか。

(参考)「スタートアップ育成 5 か年計画」(2022年11月)の概要

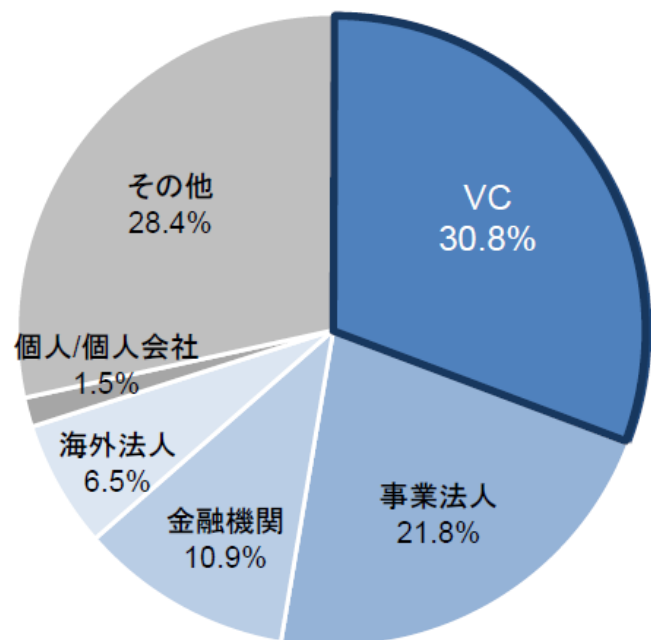
- 2022年11月に策定された「スタートアップ育成 5 か年計画」において、**5年後(2027年度)にスタートアップへの投資額を10兆円規模**にすること等を目標に掲げ、**①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進**、を3つの柱として、官民で一致協力して、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムの創出に向けた所要の取組を進めることとしている。



(参考) 国内スタートアップへの資金供給主体としてのLPS

- 投資事業有限責任組合（LPS）は、業務を執行する無限責任組合員（General Partner（GP））と有限責任組合員（Limited Partner（LP））が出資を行い、その出資金を基にして共同で投資を営む組合。ベンチャーキャピタル（VC）等に活用され、スタートアップへの資金供給において、重要な役割を果たしている。

国内スタートアップへの資金供給主体

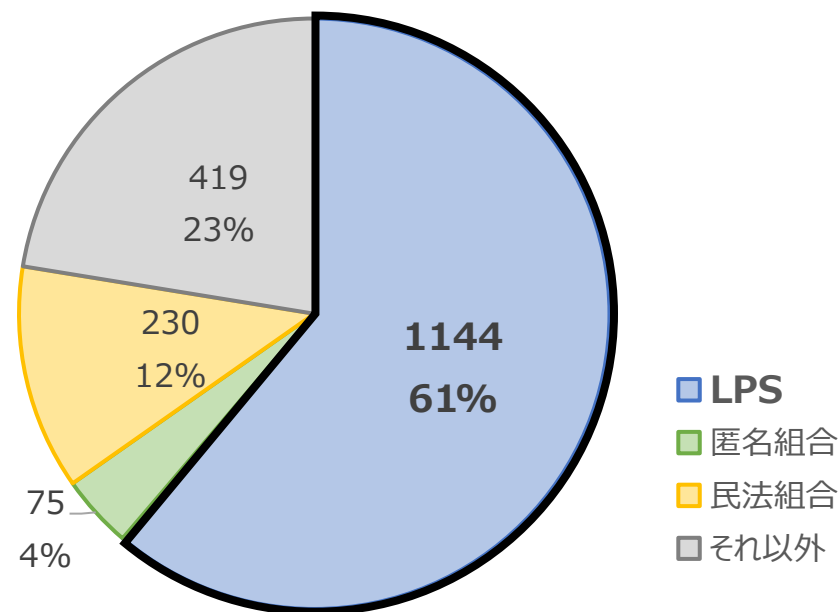


（資料）金融審議会第2回資産運用タスクフォース（2023年10月18日）
資料2-1 事務局説明資料

（出所）INITIAL「2023年上半期 Japan Startup Finance」

（注）「国内スタートアップへの資金供給主体」は、各資金供給主体からのスタートアップへの「投資額」（推計を含む）をもとに算出されており、「投資額」には、株式の移動や買収・子会社化、その後のEXITまでの投資などが含まれる。

プロ投資家向けVCファンドの内訳



（資料）金融庁「金融商品取引法業者一覧」（令和5年9月30日時点）より経済産業省作成

（注）プロ投資家向けファンドの運営は、第二種金融商品取引業者として行うこともできるが、第二種金融商品取引業者はファンドの種類や用いているピークルについて公表されていないため、上記集計は適格機関投資家等特例業務の届出者についてのみ集計したもの。また、複数の商品分類の記載がある場合、1つのファンドを重複カウントしている。

(参考) LPS契約により営むことのできる事業（暗号資産の取得等）の追加

- Web3.0関係の事業を行うスタートアップは暗号資産等の新たな手法による資金調達を行うことがある。
- 現状、LPS法では暗号資産の取得等ができないため、Web3.0関係の事業を行う スタートアップがVCから資金調達することに支障が生じている。

現在のLPSの投資対象事業

事業内容（LPS法第3条第1項） ※LPSが実施できる事業を限定列举

- ① 株式会社の株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分の取得・保有
- ② 金融商品取引法に規定する有価証券のうち、LPS法・政令で指定する有価証券の取得・保有
- ③ 事業者に対する金銭債権又は事業者の所有する金銭債権の取得・保有
- ④ 事業者に対する金銭の新規貸付け
- ⑤ 事業者を相手方とする匿名組合契約の持分又は信託の受益権の取得・保有
- ⑥ 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得・保有
- ⑦ LPSがその株式等を有する事業者に対する経営又は技術の指導
- ⑧ LPS・投資事業を営む民法上の任意組合又は外国に所在する同種の団体に対する出資
- ⑨ 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券等の取得・保有
(既出資額の50%未満)

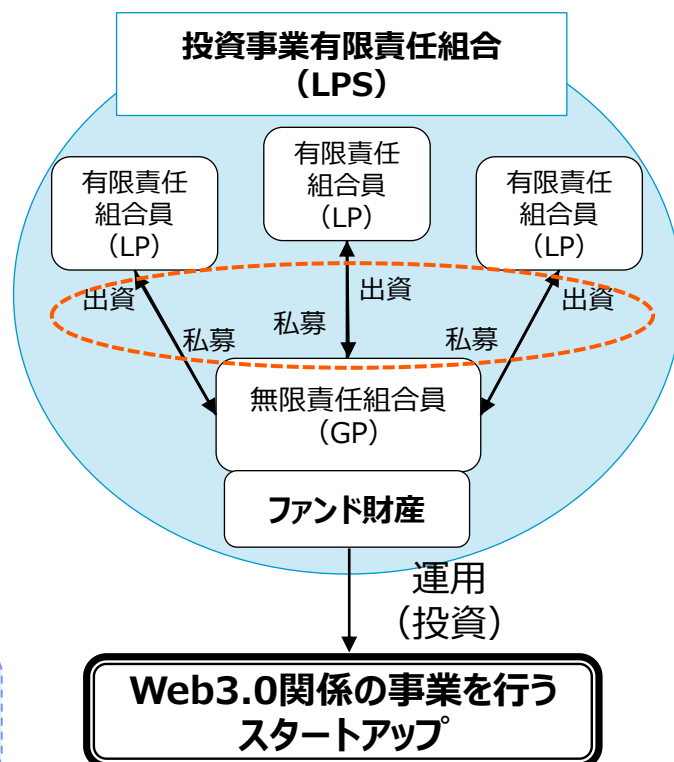
※産競法の特例認定を受けた場合は、出資額の50%以上の投資が可能

- ⑩ ①～⑨に付随する業務（約束手形の取得等）

- ⑪ 業務上の余裕金の運用

➤ 現行のLPS法では、「**暗号資産の取得等**」ができない。

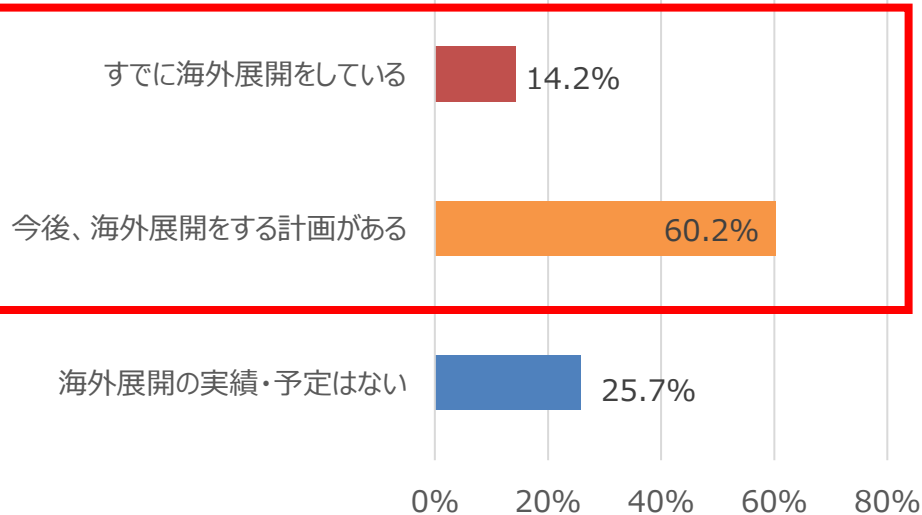
Web3.0関係の事業を行う スタートアップへの投資を可能に



(参考) LPS契約による外国法人の発行する株式の取得等を行う場合の要件の緩和①

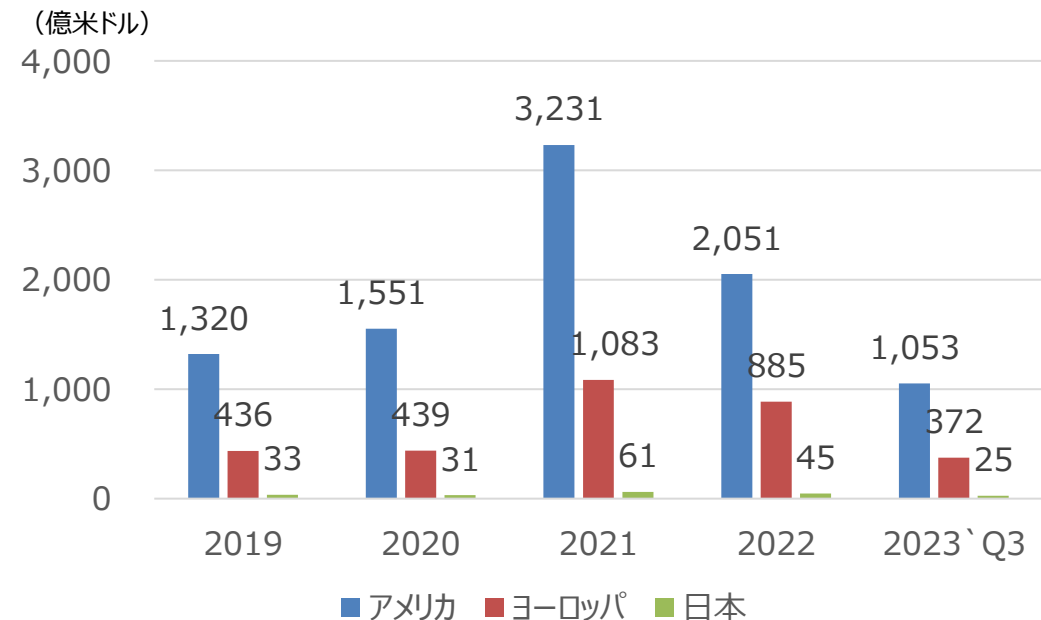
- 国内スタートアップ企業の7割以上がグローバルな事業展開を意識している。
- また、国内スタートアップ企業への日本の投資額は、米国の50分の1,欧州の10分の1程度にとどまっており、リスクマネー供給は海外と比較して大きく劣後。国内スタートアップ市場への資金供給拡大には、海外を含む機関投資家からの国内VCへの出資の呼び込みによる資金規模拡大も必要ではないか。

国内スタートアップ企業の海外展開の状況（2022年時点）



(資料) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2022」より
経済産業省作成 (有効回答数 113)

米・欧・日 ベンチャーキャピタル投資額の推移

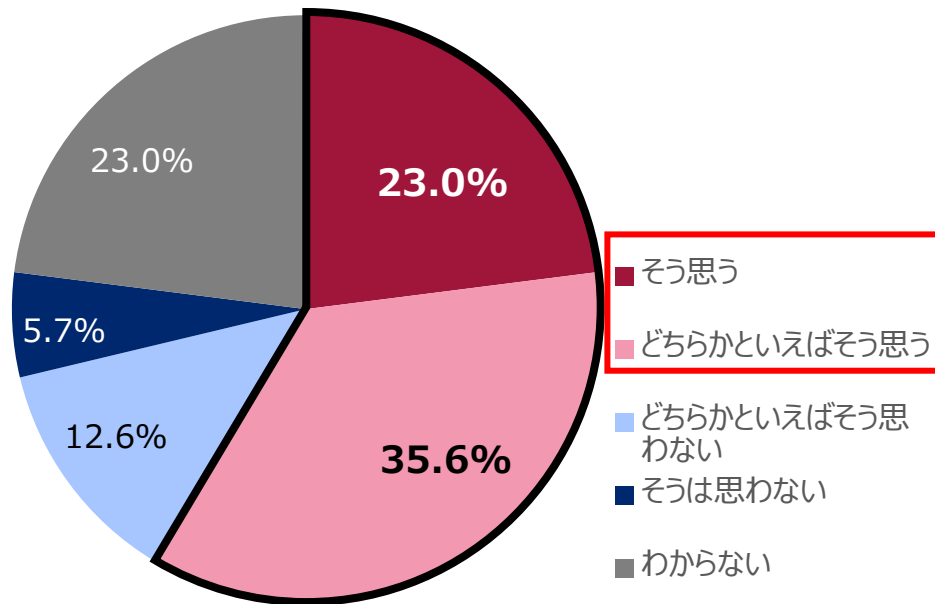


(資料) CB INSIGHTS「State of Venture Q3,2023」より経済産業省作成

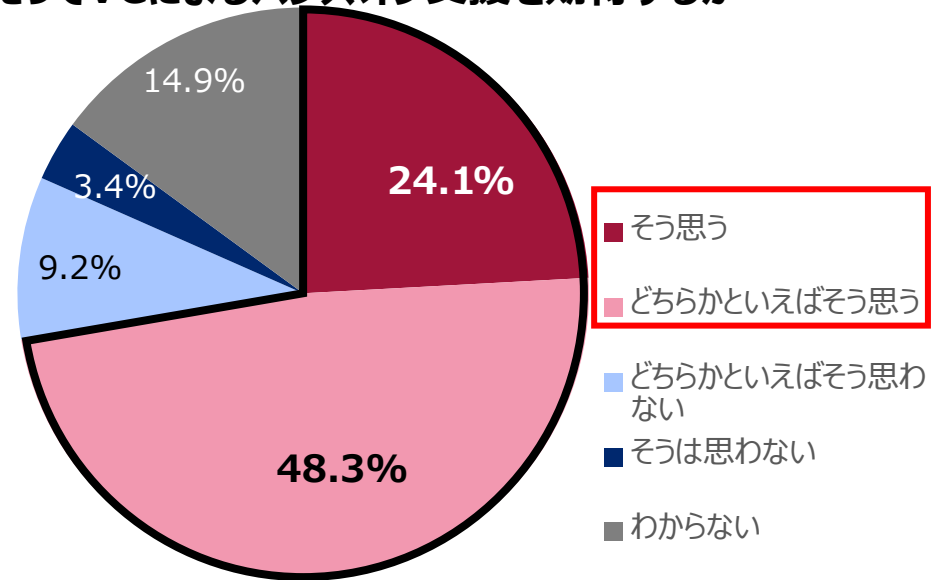
(参考) LPS契約による外国法人の発行する株式の取得等を行う場合の要件の緩和②

- LPSの投資対象について、平成10年（1998年）の制定当時からLPS法及び政令により、外国法人の発行する株式の取得・保有が総組合員の出資総額の50%未満の投資に制限されている。
- 事業者からは、当該制限が海外投資家からの資金流入を阻害している一因との指摘がある。また、仮に当該制限が撤廃されれば、LPSの支援によるスタートアップの海外展開を通じた成長機会も期待される。

海外投資上限規制が、海外投資家が日本のLPSへの出資を回避する要因の1つとなっているか



日本人起業家等が海外でのビジネス展開を検討するにあたってVCによるハンズオン支援を期待するか



(資料) 経済産業省「投資事業有限責任組合（LPS）制度に関する実態調査（令和5年度）」（経済産業省ホームページ上で行ったアンケート調査）集計結果から作成（令和5年11月15日時点 有効回答数 87件）

(用語) 「海外投資家」：投資主体としての、外国法に準拠して設立された法人又は外国籍の個人をいう。

「日本人起業家等」：日本人の起業家や日本法に準拠して設立されたスタートアップをいう。

1. 産業競争力強化法の見直しの方向性（総論）

2. 各論

【国内投資の促進】

2-1. 戦略分野国内生産促進税制

2-2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

【イノベーション・新陳代謝の促進】

2-3. LPSの投資対象事業拡大

2-4. 特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設

特定新需要開拓事業計画（仮称）の認定制度の創設に関する検討の方向性

（背景）

- 標準化活動は研究開発の社会実装・市場化の重要なツールであり、世界でも市場の創出に向けた競争を背景としたグローバルな国際標準化活動が活発化している。我が国でも、本年6月の日本産業標準調査会基本政策部会で「日本型標準加速化モデル」を取りまとめ、市場の獲得・創出のために戦略的に標準化活動を加速化していく必要性が示されたところ。
- 特に、標準化と知的財産を一体的に活用するオープン＆クローズ戦略に取り組む企業は大きく成長しており、オープン＆クローズ戦略の策定・活用は、研究開発成果の社会実装・市場化の確度を高める点で、我が国の産業競争力の強化に資するものである。
- 一方で、日本の企業や大学等の研究機関は、標準化・知的財産を活用した市場創出・獲得に係る意識、知見、人材や資金の不足により、研究開発の成果を社会実装し、市場を獲得・創出していく際に、オープン＆クローズ戦略を十分に構築・活用出来ていない。
- 研究開発の初期段階から標準化・知的財産を一体的に活用するための踏み込んだ措置を講じなければ、イノベーションを創出しても、その成果の社会実装・市場化による企業収益の向上につながらず、競争力強化には結びつかない。

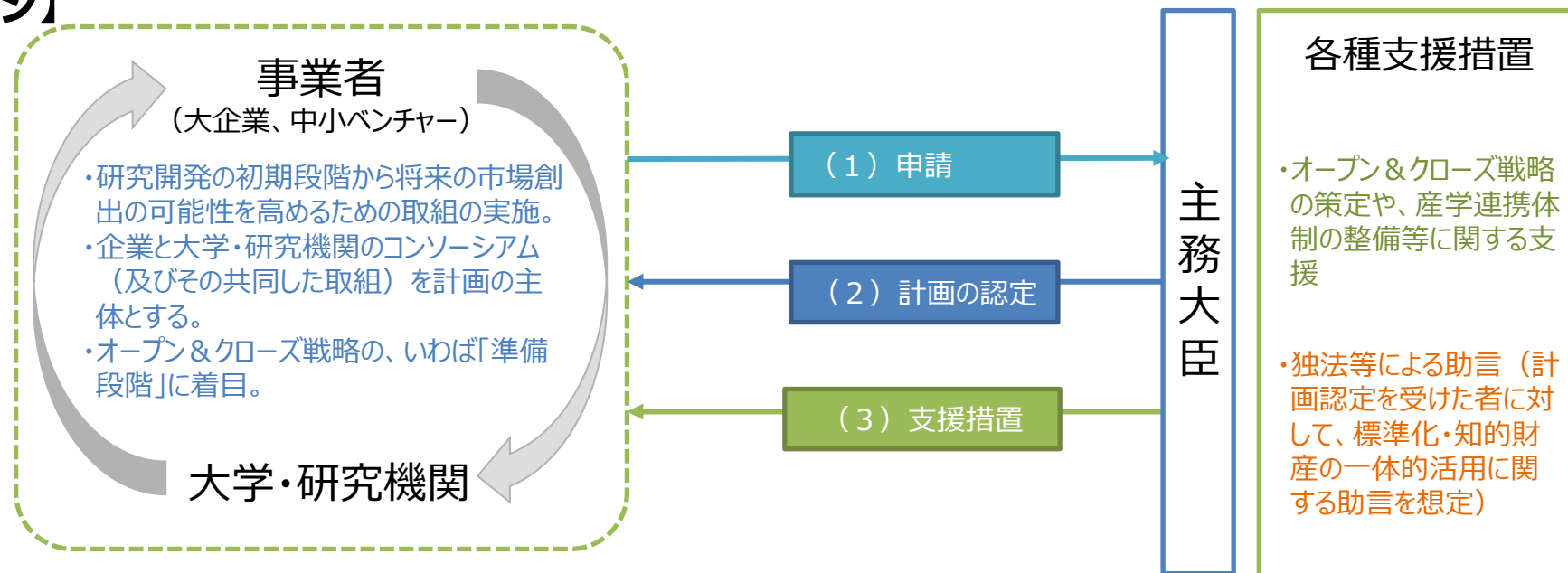
（政策的措置）

- こうした背景を踏まえ、事業者及び大学その他の研究機関が共同で実施する研究開発について、標準化と知的財産を一体的に活用するオープン＆クローズ戦略の策定・活用を促進するための計画認定制度を創設し、新たな市場創出・獲得と収益力の向上を目指すこととしてはどうか。

(参考) 特定新需要開拓事業計画（仮称）の認定制度について

- 特定新需要開拓事業計画（仮称）について、以下スキームを想定。

【イメージ】



【ポイント】

- ・ オープン＆クローズ戦略の検討を、研究開発の初期段階まで前倒しすることで、研究開発成果の社会実装・市場化を推進
- ・ 標準化・知的財産の一体的な活用を推進
- ・ 研究開発成果の社会実装・市場化に向けて、独立行政法人等の知見も活用
- ・ 支援を通じて、標準化・知的財産に知見を有するアカデミア人材の育成・確保にも繋げる

(参考) オープン&クローズ戦略 (市場獲得戦略の種類)

- オープン&クローズ戦略とは、自社製品・サービスに含まれる技術について、協調領域と競争領域を見極めた上で、どのように公開・秘匿するかについて、市場獲得の最大化に向けて最適な対応を検討するもの。
- 新技術による市場獲得に向けては、オープン戦略・クローズ戦略のいずれの選択もあり得るものであり、環境に照らして「どの方法が最も有利か」を模索する必要がある。
- 単に「特許を取得する」「規格を開発する」という行為が、オープン&クローズ戦略の本質ではない。「市場を創出する」≡「消費者に受け入れられる」≡「社会実装する」ために、「いつ」「何を」「誰に」「どのように」クローズとするかオープンとするかを、戦略的にシナリオ化することが、本質となる。

普及による市場拡大効果【大】

<オープン戦略>

標準化活動の活用等により、積極的に市場を拡大

ルールの強制 (規制等)

標準化 (規格)

知財の公開
(ライセンス)

技術の知財化 (独占)

ノウハウや技術の秘匿

<クローズ戦略>

技術を囲い込むことで、市場シェアを確保

独占による市場獲得効果【大】

○ 戦略的に、オープンとクローズの両立や選択を行うことが必要。
(必ずしも「オープン化したら差別化はできない」「クローズ化すれば差別化できる」というものではない。)

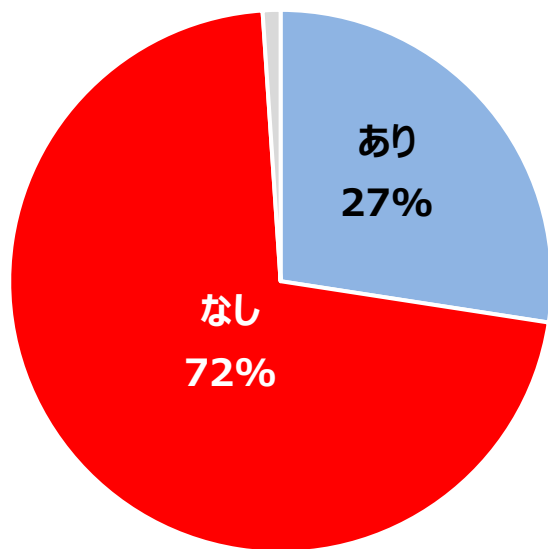
○ 例えば、クローズ戦略のみでは、市場シェアが獲れたとしても、市場そのものが広がらず、売上げが限定的になる場合もある。標準の国際競争が活発化する中、他国のオープン戦略に機先を制されると、市場そのものから排除されることによって、市場における競争が実質的に制限される可能性もある。

(参考) 日本の標準化活動の現状 (経営戦略、研究開発)

- 標準化を含むルール形成の取組は、企業の経営戦略に十分取り込まれていない。
- また、研究開発においても標準化は必ずしも重視されておらず、研究開発成果の社会実装・市場創出の確度を高める手段ととらえられていない。

経営計画等における ルール形成による市場獲得構想の有無

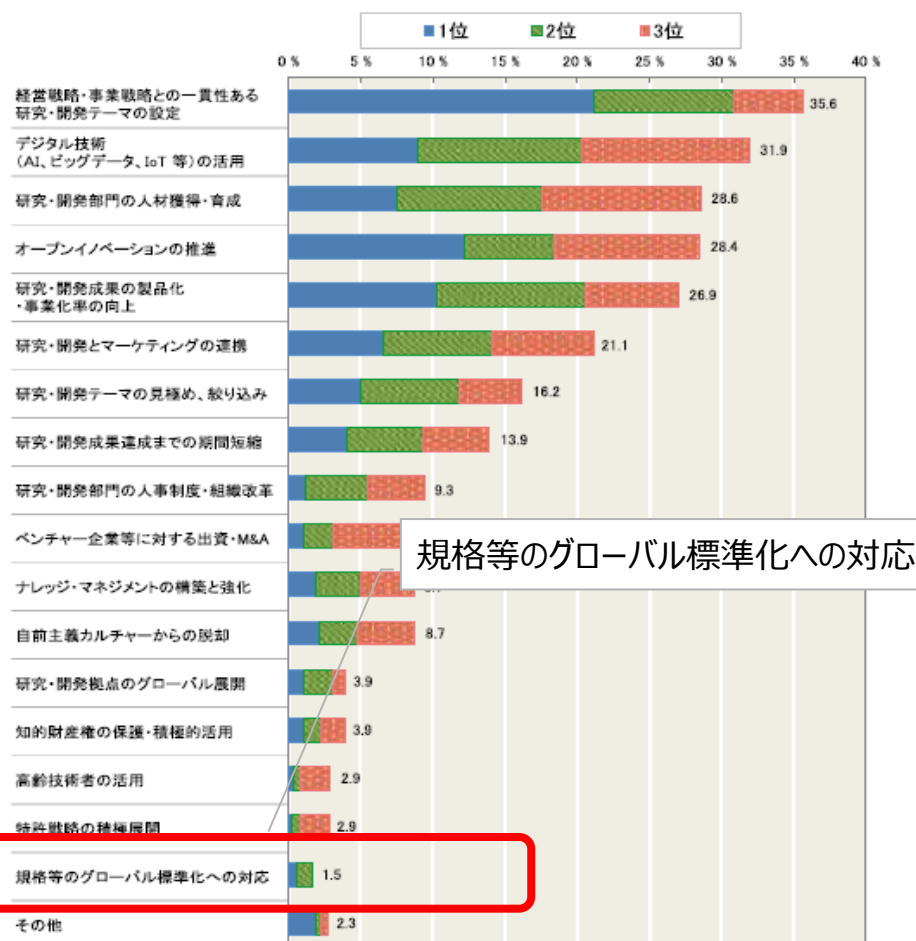
- 上場企業（565社）のうち、「経営計画等においてルール形成による新たな市場を創出する構想」を盛り込んでいない企業が7割に上る。



(R3fy/上場・非上場企業併せて1万社に対し、各社の「市場形成力」の実態を把握する調査を実施し、うち回答のあった上場企業565社の結果をグラフ化)

(出所) 経済産業省作成

研究・開発領域で重視する課題



規格等のグローバル標準化への対応